

令和3年6月採用 東京都教育委員会会計年度任用職員

ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）

募 集 案 内

令和3年3月22日

東京都教育庁

1 採用予定職、採用人員等

採用予定職	採用 予定数	勤務日数	主な職務内容	勤務先
ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）	1名	月16日 （1日 7時間 45分） ※	<p>都立学校における不登校・中途退学対策に関する次の業務</p> <p>（1）就労支援に従事するユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）</p> <p>ア 都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援</p> <p>イ 都立学校の中途退学者及び進路未決定卒業生への進路（就労・再就学）面からの支援</p> <p>ウ 支援に際しての都立学校、就労関係機関等との連携・調整</p> <p>エ その他、生涯学習課長が指示する業務</p> <p>（2）福祉支援に従事するユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）</p> <p>ア 都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援</p> <p>イ 都立学校の中途退学者及び進路未決定卒業</p>	<p>（1）東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課 （東京都庁第二本庁舎16階中央）</p> <p>（2）都教育委員会が指定する都立学校</p>

			者への福祉面からの支援 ウ 支援に際しての都立学校、福祉・医療関係機関等との連携・調整 エ その他、生涯学習課長が指示する業務	
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------	--

※ 支援の対象となる都立学校の種別に応じて、勤務時間が夜間になる等の変則勤務があり得る。

## 2 採用予定日

令和3年6月1日

新型コロナウイルス感染症拡大等により状況に変化が生じた場合は、選考日程及び採用予定日を変更する可能性がある。

## 3 応募資格（令和3年6月1日現在）

### （1）就労系ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）

以下の要件を全て満たす者

ア 次のいずれかに該当する者又はこれらと同等の能力を有すると認められる者

（ア）キャリアコンサルティング技能士又はこれに類する資格を有する者

（イ）教員免許を有する者

（ウ）社会教育士又は社会教育主事の任用資格を有する者

（エ）その他、就労等の分野において子供・若者支援に関する資格を有する者

イ 本事業の目的及びユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）に求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のあるものであって、都立学校等において生徒、保護者、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる者

ウ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる者（退職後を含む。）

エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する採用に関する欠格事由に該当しない者

オ 心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる者

### （2）福祉系ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）

以下の要件を全て満たす者

ア 次のいずれかに該当する者又はこれらと同等の能力を有すると認められる者

（ア）社会福祉士の資格を有する者

（イ）精神保健福祉士の資格を有する者

- (ウ) 公認心理師の資格を有する者
- (エ) 臨床心理士の資格を有する者
- (オ) 臨床発達心理士の資格を有する者
- (カ) その他、福祉・医療等の分野において子供・若者支援に関する資格を有する者
- イ 本事業の目的及びユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）に求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のあるものであって、都立学校等において生徒、保護者、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる者
- ウ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる者（退職後を含む。）
- エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する採用に関する欠格事由に該当しない者
- オ 心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる者

#### 4 勤務条件

##### (1) 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき任用される会計年度任用職員

※ 地方公務員法が適用される。

##### (2) 任用期間

令和3年6月1日（予定）から東京都教育委員会会計年度任用職員が請求した妊娠出産休暇又は育児休業の期間を限度とする。

※採用後、1か月は条件付採用となる。

##### (3) 勤務日数及び勤務時間

月16日勤務、1日の勤務は勤務開始から7時間45分とする。

業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務がある。

勤務形態は次のA勤、B勤、遅番のいずれかを基本とするが、学校での勤務時間の都合等により、その他の勤務形態となる場合がある。

勤務形態	勤務時間
A 勤	午前8時30分から午後5時15分まで
B 勤	午前9時00分から午後5時45分まで
遅 番	午後1時00分から午後9時45分まで
S II 勤	午前8時00分から午後4時45分まで
D 勤	午前10時00分から午後6時45分まで
その他	学校の勤務時間の都合等による

##### (4) 報酬等

月額194,400円（原則として毎月15日に支給）

別途、期末手当（原則6月及び12月）及び通勤費相当分支給、社会保険加入

(5) 休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

5 選考方法

(1) 第1次選考 書類審査

(2) 第2次選考 面接

6 申込手続

(1) 申込方法

提出書類を、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課企画調整担当へ簡易書留により郵送すること。

持参及び電子メールによる申込みは不可とする。

なお、ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）とユースソーシャルワーカー（主任）又はユースソーシャルワーカーを併願する場合は、別添「併願に関する留意点」を確認すること。

【申込期限】 令和3年4月13日（火曜日）午後5時必着

(2) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書

(ア) 申込をする職名欄に○印を付けること。

なお、併願する場合は併願する職名にも○印を付けること。

(イ) 必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付すること。

イ 課題論文

(ア) 800字以上1,000字以内とする。

(イ) 所定の様式をダウンロードして記述すること。

(ウ) テーマ（次のうちから1つ課題を選択すること）

(1) 就労系

テーマ 下記のURLに示された「令和3年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職・就職状況（令和2年10月末現在）」のデータを読み、今後の高卒就職市場の動向を予測したうえで、あなたは都立高校生の就労支援にどのように取り組んでいくかについて述べよ。

URL : [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_00658.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00658.html)

(2) 福祉系

テーマ 下記のURLに示された資料「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」を読んだ感想を踏まえ、あなた自身は、都立高校生に対し、どのような支援を行っていきたいか、その考えを述べよ。

URL : [https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03\\_youngcarer.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf)

※ ただし、就労系ユースソーシャルワーカー（主任）と併願する場合、ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）の課題論文の提出は免除する。

※ ユースソーシャルワーカー（産育休代替非常勤職員）の課題論文と、ユースソーシャルワーカーの課題論文は共通である。

ユースソーシャルワーカーと併願する場合は、課題論文は1本提出すればよい。

#### ウ 返信用封筒1通（長形3号）

定形封筒に住所と氏名を書き、84円切手を貼付すること。

※応募書類は返却しない。生涯学習課が適切に管理し、処分する。

応募書類の個人情報は本採用に関する事務のみに使用し、その他の目的には使用しない。

#### (3) 受付期間

令和3年3月22日（月曜日）から令和3年4月13日（火曜日）午後5時まで（必着）

### 7 選考日程

#### (1) 第1次選考（書類審査）

申込書及び課題論文による審査

#### (2) 第2次選考（面接）

令和3年4月26日（月曜日）午後6時から午後8時まで又は

令和3年4月27日（火曜日）午後6時から午後8時までの間の

指定する時間に面接を実施する。

#### (3) 選考結果

##### ア 第1次選考結果通知

令和3年4月16日（金曜日）、第1次選考結果を申込者全員に文書で郵送予定。

第1次選考合格者には、第2次選考（面接）の日時及び場所について通知を同封する。

##### イ 第2次選考結果通知

令和3年5月上旬、第2次選考対象者全員に文書で通知予定。

また、第2次選考合格者には、後日指定する日までに採用に関する必要書類の提出を依頼する。

### 8 欠員補充職員候補者名簿について

第2次選考において一定の基準を満たした者については、欠員補充職員候補者名簿の登載対象者となる。

この名簿は、当該採用選考実施後、採用予定者となった者が採用予定日までに辞退した場合、又は、採用予定日までに既存のユースソーシャルワーカーの退職等により欠員補充の必要が生じた場合に、名簿登載者から採用するものである。詳細は、第2次選考結果通知時に該当者に連絡する。

なお、欠員補充職員候補者名簿に登載されても採用が保証されるものではない。

9 問合せ及び申込書類送付先

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課企画調整担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎16階中央

電話番号 03-5320-6874 (直通)

e-mail: S9000027@section.metro.tokyo.jp